

潟上市成年後見制度利用支援事業実施要綱

令和8年4月1日

告示第65号

潟上市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成24年潟上市告示第59号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 支援内容

第1節 市長による申立て(第2条—第10条)

第2節 審判請求費用の助成(第11条—第16条)

第3節 成年後見人等の報酬の助成(第17条—第25条)

第3章 雑則(第26条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この告示は、判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者(以下「要支援者」という。)に対し、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「知障法」という。)第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第51条の11の2の規定に基づく審判の請求を行う場合における手続及び成年後見制度の利用に要する費用の助成に関し必要な事項を定め、もって要支援者の権利の擁護を図ることを目的とする。

第2章 支援内容

第1節 市長による申立て

(事業の内容)

第2条 市長は、法第32条、知障法第28条又は精神保健福祉法第51条の11の2の規定に基づき、それぞれ当該各条に規定する者について、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、第5条第1項各号に規定する審判の請求及び同条第2項の保全処分を申立て（以下「市長申立て」という。）を行うものとする。

（市長申立ての対象者）

第3条 市長申立ての対象となる要支援者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1） 市内に住所を有する者であって、次のいずれにも該当しないもの

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定により本市以外の実施機関が保護を決定し、実施している者

イ 法第11条第1項の規定により本市以外の市町村が措置を実施している者

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項及び第2項の規定により本市以外の市町村が行う介護保険の被保険者である者

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第1項の規定により本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定を行っている者

（2） 市外に住所を有する者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 生活保護法第19条第1項の規定により本市が保護を決定し、実施している者

イ 法第11条第1項の規定により本市が措置を実施している者

ウ 介護保険法第13条第1項及び第2項の規定により本市が行う介護保険の被保険者である者

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項の規定により本市が介護給付費等の支給決定を行っている者

2 前項の規定にかかわらず、本市以外の市町村が要支援者の実態を最もよく把握していると認められる場合であって、当該要支援者が当該本市以外の市町村の長が行う審判請求の対象となると見込まれるときは、当該本市以外の市町村と協議の上、市長申立てを行うか否かを決定するものとする。

（要件の判定）

第4条 市長申立ての対象となる要支援者のうち、次に掲げる理由により、配偶者及び2親等内の親族（以下「配偶者等」という。）による成年後見開始等審判の請求ができない者で、かつ、当該要支援者の福祉を図るために成年後見人等の選任が必要であると認めるときは、市長申立てを行うことができる。

- (1) 配偶者等がないこと。
- (2) 配偶者等に審判請求の必要性を説明し、請求を促しても、成年後見開始等審判の申立てを行うことを拒否され、又は虐待の事実等があり、申立てが行われる見込みがないと認められること。
- (3) 戸籍上確認できる配偶者等が音信不通の状況にあること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、成年後見開始等審判の請求を行うことが明らかに要支援者の福祉に資すると認められるにもかかわらず、配偶者等による申立てを行うことができない状況にあること。

2 前項の場合において、3親等又は4親等の親族があつて、審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市長申立ては行わないものとする。

(審判の種類等)

第5条 審判請求に係る審判の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 後見開始の審判（民法（明治29年法律第89号）第7条関係）
- (2) 保佐開始の審判（民法第11条関係）
- (3) 保佐人の同意権の範囲を拡張する審判（民法第13条第2項関係）
- (4) 補助開始の審判（民法第15条第1項関係）
- (5) 補助人に同意権を付与する審判（民法第17条第1項関係）
- (6) 保佐人に代理権を付与する審判（民法第876条の4第1項関係）
- (7) 補助人に代理権を付与する審判（民法第876条の9第1項関係）

2 市長は、要支援者の状況を考慮し必要と認めるときは、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第126条第1項（同法第134条第1項及び第143条第1項において準用する場合を含む。）の規定による審判前の保全処分の申立てを行うものとする。

(審判請求の要請)

第6条 次に掲げる者は、要支援者が市長申立てを必要とする状態にあると判断したときは、成年後見開始等審判請求要請書（様式第1号）により、市長に審判請求の要請をすることができる。

- (1) 民生児童委員
- (2) 福祉関係機関の職員
- (3) 医療関係機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、要支援者の日常生活のために有益な援助をしている者
(調査の実施)

第7条 市長は、前条の規定による審判請求の要請があったとき、その他必要があると認めるときは、要支援者との面談等を行い、次に掲げる事項を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、市長申立てを行うものとする。

- (1) 要支援者の事理を弁識する能力
- (2) 要支援者の生活状況、健康状況、収入資産等
- (3) 要支援者の配偶者等その他の保護親族等の存否及び審判請求を行う意思の有無
- (4) 市長が配偶者等に代わって審判請求をするべき事由の有無
(要請者への通知)

第8条 市長は、第6条の規定による要請があった場合において、当該要請に対する対応を決定したときは、成年後見等申立て決定（却下）通知書（様式第2号）により当該要請者に通知するものとする。

(市長申立ての手続)

第9条 市長申立てに係る申立書、添付書類の提出、費用の納付その他の手続は、家庭裁判所の定めるところによるものとする。

(費用の求償)

第10条 市長は、市長申立てに基づき審判等が下され、成年後見人、保佐人、補助人又は財産の管理者（以下「成年後見人等」という。）が選任されたときは、市長申立てに要した費用について、選任された成年後見人等を通じ、成年後見開始等審判費用請求書（様式第3号）により、要支援者の資産等から市に当該費用の返還を求めるものとする。

ただし、要支援者が第 17 条に規定する報酬助成の対象となる場合は、この限りでない。

第 2 節 審判請求費用の助成

(事業の内容)

第 11 条 家庭裁判所において成年後見人等が選任された者（以下「成年被後見人等」という。）が、第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当し、かつ、成年被後見人等及びその審判請求を行った者（以下「申立人」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、申立人が負担した審判請求費用の全部又は一部について、当該年度の予算の範囲内において助成することができる。

- (1) 生活保護法による保護を受けている者
- (2) 対象者及び対象者と生計を一にする世帯員全員が市民税非課税である者
- (3) 活用することができる資産、貯蓄等が乏しく、審判請求を行うことが困難な状態にあると市長が認める者

(助成の対象となる費用)

第 12 条 審判請求費用の助成の対象となる費用は、審判請求に要した次に掲げるものとする。

- (1) 収入印紙代
- (2) 郵便切手代
- (3) 鑑定費用
- (4) 診断書、戸籍謄本その他申立書の添付書類の取得費用

(助成の申請)

第 13 条 審判請求費用の助成を申請することができる者は、申立人とする。

2 助成を受けようとする者は、成年後見制度利用支援事業助成金（審判請求費用）支給申請書（様式第 4 号）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 前項に規定する申請書の提出期限は、家庭裁判所による後見開始等審判の決定のあった日から起算して 60 日以内とする。

(助成の決定)

第14条 市長は、前条第2項に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、助成についての可否を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金支給（不支給）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により助成の支給決定を受けた者は、成年後見制度利用支援事業助成金請求書（様式第6号）により決定された助成金を市長に請求するものとする。

（届出の義務）

第15条 申立人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに成年後見制度利用支援事業助成中止（変更）届（様式第7号）により、市長に届出しなければならない。

- （1） 対象者又は申立人の氏名又は住所に変更があったとき。
- （2） 対象者及び申立人の資産、生活状況又は健康状況に変化があったとき。
- （3） 交付の決定となった審判費用について、対象者にその全部又は一部を負担させる家庭裁判所の命令があったとき。

（助成の取消し又は助成金の返還）

第16条 市長は、助成金の支給決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の全部又は一部を支給しないものとする。また、既に支給した助成金については、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1） 前条第3号の規定による届出があったとき。
- （2） 申請者の資産状況等の事情の変更により、助成が不相当であると認められるとき。
- （3） 虚偽の申請その他不正な手段により助成の決定を受けたと認められるとき。

第3節 成年後見人等の報酬の助成

（事業の内容）

第17条 成年被後見人等が、第3条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、成年後見人等に係る報酬（以下、「後見人等報酬」という。）について当該年度の予算の範囲内において助成することができる。

- （1） 生活保護法による保護を受けている者
- （2） 後見人等報酬の全部又は一部について助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者として、次に掲げる要件の全てに該当する者

- ア 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員が市民税非課税であること。
- イ 本人が有する預貯金の合計額が報酬額に 30 万円を加えた額を下回ること。
- ウ 本人が居住する家屋その他の日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。

(3) その他市長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、成年被後見人等と成年後見人等が 4 親等以内の親族の場合
は、後見人等報酬を助成しない。

(報酬助成の額)

第 18 条 前条第 1 項の規定による助成の額は、特別養護老人ホーム等施設に入所している
者にあつては月額 1 万 8,000 円、その他の者にあつては月額 2 万 8,000 円を上限とし、
助成の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額と助成の上限
の額を比較して少ない額とする。

(1) 成年被後見人等が前条第 1 項第 1 号に規定する者に該当する場合 家庭裁判所が
決定した報酬額

(2) 成年被後見人等が前条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する者に該当する場合 次
に掲げる額

ア 本人が有する預貯金等の額が 30 万円以下の場合、家庭裁判所が決定した報酬
額

イ 本人が有する預貯金等の額が 30 万円以上の場合、預貯金等の 30 万円を超える
額を控除した額

(助成の申請)

第 19 条 後見人等報酬の助成を申請することができる者は、第 17 条第 1 項の規定による
助成の対象となった者（以下「報酬助成対象者」という。）又は成年後見人等（保佐人
又は補助人にあつては、代理権を付与された者に限る。以下同じ。）とする。

2 助成を受けようとする者は、成年後見制度利用支援事業助成金（後見人等報酬）支給
申請書（様式第 8 号）に次に掲げる必要書類を添付の上、市長に申請しなければならない。
い。

(1) 公的年金等の源泉徴収票、申告書の写しその他の収入状況を証する書類

- (2) 金銭出納簿、領収書の写しその他の財産の管理状況が確認できる書類
 - (3) 裁判所に提出する直近の財産目録の写し
 - (4) 報酬付与の審判決定書の写し
 - (5) 登記事項証明書（報酬助成対象者の代理人として成年後見人等が申請する場合に限る。）
 - (6) その他市長が必要と認めるもの
- 3 前項に規定する申請書の提出期限は、家庭裁判所による付与の審判の決定のあった日から起算して60日以内とする。

（助成の決定）

第20条 市長は、前条第2項に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、助成についての可否を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金支給（不支給）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により助成の決定を受けた者は、成年後見制度利用支援事業助成金請求書（様式第6号）により決定された助成の支給を市長に請求するものとする。

（助成額の変更）

第21条 市長は、報酬助成対象者の資産状況若しくは生活状況が著しく変化したとき、又は死亡等により助成の理由が消滅したと認められるときは、助成額を増額し、又は減額することができる。

（未支給金の助成）

第22条 成年被後見人等が市外に転出し、又は死亡した場合において、その者に支給すべき後見人等報酬で支給しなかったものがあるときは、報酬助成対象者又はその者の成年後見人等であった者は、第19条の規定により助成の申請をすることができる。ただし、当該転出又は死亡時に成年被後見人等に預貯金がある場合、第18条第1項に定める上限の範囲内でその預貯金から後見人等報酬額を控除してなお不足する額のみ助成する。

- 2 前項の場合において、死亡した成年被後見人等に債務が残り、当該預貯金からその整理が行われるときは、報酬助成対象者又はその者の成年後見人等であった者が支払うべ

き債務額を明らかにした場合に限り、当該債務額を控除した預貯金から後見人等報酬額を控除してなお不足する額を助成する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、死亡時に成年被後見人等に預貯金があるにもかかわらず、報酬助成対象者又はその者の成年後見人等であった者が後見人等報酬額を控除せずに相続人に預貯金を引き継いだ後に助成の申請を行ったときは、助成しないことができる。

(助成の中止等)

第23条 市長は、報酬助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは助成を中止するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 成年後見開始等の審判が取り消されたとき。
- (3) 第17条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(届出の義務)

第24条 報酬助成対象者又は成年後見人等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに成年後見制度利用支援事業助成中止(変更)届(様式第7号)により、市長に届出しなければならない。

- (1) 報酬助成対象者又は成年後見人等の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 報酬助成対象者の資産、生活状況又は健康状況に変化があったとき。
- (3) 成年後見等が終了したとき。

(助成金の返還)

第25条 市長は、報酬助成対象者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の支給を受けたときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

第3章 雑則

(その他)

第26条 この告示に定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

年 月 日

潟上市長 様

成年後見開始等審判請求要請書

要請者

住 所

氏 名

職種 (勤務先)

潟上市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 6 条の規定により、後見開始等の審判の請求を次のとおり要請します。

要支援者	住 所			
	氏 名		電話番号	
	生年月日	年	月	日生 (歳)
要支援者の心身の状況				
要支援者の生活状況				
その他 (親族、収入、資産等の状況)				

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

潟上市長

成年後見等申立て決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった成年後見開始等申立ての要請について、
次のとおり決定したので、潟上市成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条の規定により、
通知します。

市長による申立てを行う。

市長による申立てを行わない。

（理由）

様式第3号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

潟上市長

成年後見開始等審判費用請求書

潟上市成年後見制度利用支援事業実施要綱第10条の規定により、後見開始等審判の費用について、次のとおり請求します。

要支援者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
請求額	内訳 根拠：	円
後見等の類型	後見 保佐 補助	保全処分としての 財産の管理
後見等の開始日		
成年後見人等	住所	
	氏名	

年 月 日

潟上市長 様

成年後見制度利用支援事業助成金（審判請求費用）支給申請書

潟上市成年後見制度利用支援事業実施要綱第13条第2項の規定により、審判請求費用の助成について、次のとおり申請します。なお、助成金交付審査のため、担当課の職員が本人（審判請求の対象者）及び世帯員の資産の状況等を調査・確認することに同意します。

申請者 (申立人)	氏名		本人との 関係	本人・配偶者・親・子・ その他 ()
	住所	電話番号：		
本人 (審判請求の 対象者)	氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
	住所	電話番号：		
	申立類型	<input type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助		
申請理由				
助成申請額	円			
助成額内訳	項 目	金 額		
	<input type="checkbox"/> 収入印紙代	円		
	<input type="checkbox"/> 郵便切手代	円		
	<input type="checkbox"/> 鑑定費用	円		
	<input type="checkbox"/> その他添付書類等 ()	円		

添付書類

- (1) 申請者の生活保護受給証明書又は住民税非課税証明書
- (2) 後見開始等審判の申立書の写し
- (3) 後見開始等審判を受けた事実が確認できる書類の写し（※確認 審判決定日から起算して
60日以内か）
- (4) 支出証明書類（領収書、切手返還書、精神鑑定費用保管金受領書等）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

第 年 月 日 号

成年後見制度利用支援事業助成金支給（不支給）決定通知書

様

潟上市長

年 月 日付けで申請のありました成年後見制度利用支援事業助成金について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

申請者（申立人又は成年後見人等）	
住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日（ 歳）
本人（審判請求の対象者又は成年被後見人等）	
住 所	
氏 名	
助成の種類	審判請求費用 ・ 後見人等報酬
決定内容	全部支給 ・ 一部支給 ・ 不支給
支給金額	円
報酬助成対象期間	
不支給・減額の理由	
備 考	

年 月 日

潟上市長 様

成年後見制度利用支援事業助成金請求書

請求者
住 所
氏 名

年 月 日付けで決定のありました成年後見制度利用支援事業助成金について、潟上市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定により、次のとおり請求します。

請求金額	_____円	
振込先金融機関 (※)	金融機関名	
	支店名	
	預金種目	1. 普通 2. 当座
	口座番号	
	フリガナ 口座名義人	

※審判請求費用助成の場合は申請者（申立人）の口座、後見人等報酬の場合は成年被後見人等の口座を記入

様式第7号（第15条、第24条関係）

成年後見制度利用支援事業助成中止（変更）届

年 月 日

潟上市長 様

住所
氏名
本人との関係
()
電話番号

潟上市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定により、次のとおり届出します。

本人（審判請求の対象者又は成年被後見人等）		
住 所		
氏 名		
生年月日	年 月 日（ 歳）	
届出内容	中 止 ・ 変 更	
中止・変更年月日	年 月 日	
中止の理由		
変更の内容	変更前	変更後

- 1 届出内容の該当するものを○で囲んでください。
- 2 中止又は変更があったときは、確認できる書類を必ず添付してください。

年 月 日

潟上市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号

成年後見制度利用支援事業助成金（後見人等報酬）支給申請書

潟上市成年後見制度利用支援事業実施要綱第19条第2項の規定により、後見人等報酬の助成について、次のとおり申請します。なお、助成金交付審査のため、担当課の職員が本人（成年被後見人等）及び世帯員の資産の状況等を調査・確認することに同意します。

成年被後見人等	住所			
	氏名		電話番号	
	生年月日	年	月	日（歳）
成年後見人等	住所			
	氏名		電話番号	
生活保護受給の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
後見等の類型	後見 保佐 補助 保全処分としての財産の管理			
申請する報酬の対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
成年後見人等報酬決定額	月額 円 (報酬付与の審判の決定額)			

添付書類

- (1) 収入状況のわかる書類（公的年金等の源泉徴収票、申告書の写し等）
- (2) 財産の管理状況がわかる書類（金銭出納簿、領収書の写し等）
- (3) 裁判所に提出する直近の財産目録の写し
- (4) 報酬付与の審判決定書の写し（※確認 審判決定日から起算して60日以内か）
- (5) 登記事項証明書（代理人として成年後見人等が申請する場合に限る）
- (6) その他市長が必要と認めるもの